(様式1-3)

福島県(南相馬市)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和2年11月時点

NO.	66	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)飯崎地区(基金型)		事業番号	(5) -40-44
交付団体			福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費		事業費	(2, 174, 790)	全体事業費	(2, 352, 108)	
			2,439,631 (千円)			2,626,833 (千円)

帰還・移住等環境整備に関する目標

避難指示区域のある南相馬市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を 行いながら、水稲を中心とした営農活動を行ってきた。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。

本市小高区においては、震災後の自主避難や作付け制限、除染等により営農再開できない農地が散在し、面的な営農再開が進まない状況もあるが、一部地域では作付けが再開されており、本地区においても、農家の営農意欲が高く、担い手農家への農地利用集積を図りながら、営農再開に向けた取組みが行われている。

よって、本事業を導入することにより、被災農家を含めた地域住民の帰還の促進や担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の再生加速化させるものである。

事業概要

本地区担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強く、基盤整備を行うことで、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。

受益面積 A=102ha (飯崎 (はんさき) 地区)

第33回申請については、区画整理工(A=3.8ha)、暗渠排水工、付帯工、境界測量、用地・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業を実施する。

【南相馬市復興計画の記載】

主要施策3(経済復興)-基本施策3-1(産業の再生)-主な方策(農林水産業への支援)

被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。

【福島県復興計画】

6 農林水産業再生プロジェクトー2 農業の再生ー④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・5)農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備

当面の事業概要

<平成27年度>

区画整理工〈A=12.9ha〉、実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業

<平成 28 年度>

区画整理工〈A=16.0ha〉、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業

<平成 29 年度>

区画整理工〈A=16.9ha〉、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業

<平成 30 年度>

区画整理工〈A=5. Oha〉、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業

<平成31年度(令和元年度)>

区画整理工〈A=30.0ha〉、暗渠排水工、付带工、実施設計、換地業務、農業経営高度化支援事業

<令和2年度>

区画整理工〈A=17.4ha〉、暗渠排水工、付帯工、実施設計、用地買収、換地業務、農業経営高度化支援事業

区画整理工(A=3.8ha)、暗渠排水工、付帯工、境界測量、用地・補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和4年度>

補完工事、測量業務、換地業務、農業経営高度化支援事業

<令和5年度>

換地業務、農業経営高度化支援事業

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本地域は避難指示区域であったことから、農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。

関連する事業の概要

本地区は、農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)で平成22年度に事業着手したが、初年度の測量設計中に 東日本大震災により被災した。

関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)飯崎地区 位置図

